

桐生市総合教育会議運営要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、桐生市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議の招集及び進行)

第 3 条 会議は、市長が招集し、市長がその議事を進行する。

2 市長は、あらかじめ会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき主な事件を構成員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議の成立)

第 4 条 会議は構成員の中で、市長、教育長外 2 名の出席で成立する。ただし、緊急を要する場合は、市長及び教育長のみで成立するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第 6 条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。

- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
 - (5) 写真又は動画を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ市長の許可を得た場合はこの限りでない。
 - (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、市長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第 7 条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長又は会議において必要と認めた事項

(事務局)

第 8 条 会議の事務局は、総合政策部企画課に置く。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議について必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 月 日から施行する。